

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等の継続した提供や、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制等の経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「障害福祉サービス事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所及び同条第11項に規定する障害者支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所及び同法第42条に規定する障害児入所施設をいう。
- (2)「通所系サービス事業所」とは、法第5条に規定する生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を行う事業所並びに児童福祉法第6条の2の2に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所をいう。
- (3)「入所・居住系サービス事業所」とは、法第5条に規定する施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）及び共同生活援助（外部サービス利用型）を行う事業所並びに児童福祉法第42条に規定する福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- (4)「訪問系サービス事業所」とは、法第5条に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援及び自立生活援助を行う事業所並びに児童福祉法第6条の2の2に規定する保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を行う事業所をいう。
- (5)「相談支援事業所」とは、法第5条に規定する計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所並びに児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児相談支援をいう。
- (6)「短期入所サービス事業所」とは、法第5条に規定する短期入所サービスを行う事業所をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、県内に所在する障害福祉サービス事業所等（政令指定都市及び中核市の区域内を除く。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供するためのかかり増し経費等を補助の対象とし、当該経費から寄付金その他の収入を控除した額に対して交付するほか、障害福祉サービス等の報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは補助金の対象としない。なお、補助対象及び対象経費等は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象障害福祉サービス事業所等

① 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した障害福祉サービス事業所等

※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。

② 濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業所等

③ 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた事業所

④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）

※ 一定の要件に関する具体的な取扱いについては、別に規定する。

⑤ ①、③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

イ 対象経費

①同条(1)ア①から③に該当する障害福祉サービス事業所等の場合

・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添資料のとおり、障害者支援施設等に限る。）

・施設・事業所の消毒・清掃費用

- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

(以下については、代替サービスの提供期間の分に限る)

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用（使用料）
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要なとなる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

②同条(1)ア④に該当する障害福祉サービス事業所等の場合

- ・一定の要件に該当する自費検査費用（別添資料のとおり、障害者支援施設等に限る。）

③同条(1)ア⑤に該当する障害福祉サービス事業所等の場合

(下記費用は、代替サービス提供期間の分に限る)

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用（使用料）
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要なとなる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

(2)障害福祉サービス事業所等との協力支援事業

感染者が発生した障害福祉サービス事業所等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該障害福祉サービス事業所等からの利用者の受入れや当該障害福祉サービス事業所等への応援職員の派遣等、協力する障害福祉サービス事業所等において必要な経費を支援する。

ア 対象障害福祉サービス事業所等

- ① 同条(1)ア①又は③に該当する障害福祉サービス事業所等に対し、協力する障害福祉サービス事業所等
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス事業所等に対し、協力する障害福祉サービス事業所等

イ 対象経費

利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

2 次の補助金は、県内に所在する障害福祉サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要なかかり増し経費等を補助の対象とし、当該経費から寄付金その他の収入を控除した額に対して交付するほか、障害福祉サービス等の報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは補助金の対象としない。なお、補助対象及び対象経費等は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要なかかり増し経費等を補助の対象継続に必要な経費を支援する。

ア 対象障害福祉サービス事業所等

県内の全ての障害福祉サービス事業所等とする。ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス施設・事業所における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

イ 対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までの次のものの購入経費を対象とする。

- (ア) 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）
- (イ) 感染症対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーター）

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、対象障害福祉サービス事業所等に対し、基準単価（別表）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

2 対象障害福祉サービス事業所等に対し、前条第1項(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで補助することができる。

3 前条第1項(1)ア①～④及び(2)の対象障害福祉サービス事業所等のうち、特別な事情

により基準単価を超えて補助する必要がある場合は、個別協議を実施し、県及び厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を超えて補助することができる。

- 4 対象障害福祉サービス事業所等については、補助の申請時点で指定を受けている障害福祉サービス事業所等とし、休業中の者も含む。
- 5 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している障害福祉サービス事業所等は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで補助することができる。

(申請手続き等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 第1号様式 付表 役員等氏名一覧表
- (2) 第1号様式別紙(1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付申請総括表
- (3) 第1号様式別紙(2) 事業所・施設別個表
- (4) 第1号様式別紙(3) 口座振込依頼書

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して、30日を経過した日(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業交付要綱第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 第3号様式別紙 実施状況調
 - (2) 請求書、領収書等の写し
 - (3) その他参考となる資料
- 2 第1項の規定にかかわらず、既に完了した事業について補助金の交付を受けた者は、交付決定後速やかに同項の規定により実績報告を行わなければならない。

(その他)

第7条 第3条第1項(1)ア⑤に記載されている「居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員配置基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月20日厚生労働省社会・

援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している場合を指す。

- 2 第3条第1項(2)ア②に記載されている「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規定の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和2年1月15日以降に要した経費を対象とする。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、第3条(1)及び(2)に掲げる事業は令和3年4月1日から適用し、同条第2項(1)に掲げる事業は令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、第3条第1項(1)及び(2)に掲げる事業は令和3年4月1日から適用し、同条第2項(1)に掲げる事業は令和3年10月1日から適用する。

別表

基準単価一覧

事業名		サービス継続支援		協力支援	
区分		A	B	C	
実施要綱		第3条(1)ア ①②③④	第3条(1)ア ⑤	第3条(2)ア ①②	
通所系	1	療養介護	1,978,000	1,978,000	989,000
	2	生活介護	631,000	631,000	316,000
	3	自立訓練（機能訓練）	288,000	288,000	144,000
	4	自立訓練（生活訓練）	228,000	228,000	114,000
	5	就労移行支援	221,000	221,000	110,000
	6	就労継続支援A型	279,000	279,000	140,000
	7	就労継続支援B型	294,000	294,000	147,000
	8	児童発達支援	271,000	271,000	136,000
	9	医療型児童発達支援	172,000	172,000	86,000
	10	放課後等デイサービス	257,000	257,000	128,000
短期入所	11	短期入所	146,000		73,000
入所・ 居住系	12	施設入所支援	1,013,000		506,000
	13	共同生活援助 （介護サービス包括型）	335,000		167,000
	14	共同生活援助 （日中サービス支援型）	259,000		129,000
	15	共同生活援助 （外部サービス利用型）	150,000		75,000
	16	福祉型障害児入所施設	985,000		493,000
	17	医療型障害児入所施設	529,000		264,000
訪問系	18	居宅介護	107,000		41,000
	19	重度訪問介護	175,000		67,000
	20	同行援護	60,000		23,000
	21	行動援護	106,000		41,000
	22	就労定着支援	35,000		17,000
	23	自立生活援助	19,000		9,000
	24	居宅訪問型児童発達支援	30,000		11,000
	25	保育所等訪問支援	35,000		13,000
相談系	26	計画相談支援	50,000		25,000
	27	地域移行支援	36,000		18,000
	28	地域定着支援	38,000		19,000
	29	障害児相談支援	37,000		18,000

※ 「基準単価」と「対象経費の実支出額」とを比較して少ない方の額を補助額とします。
 なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

		対象経費一覧
A	第3条(1)ア ①、②、③に 該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費用、運搬機関との連携に係る旅費 ○ 施設・事業所の消毒費用 ○ 感染症廃棄物の処理費用 ○ 感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入 ○ 一定の要件に該当する自費検査費用 （※ 別添資料のとおり対象となるサービス種別は、障害者支援施設・共同生活援助のみ）
	第3条(1)ア ④に該当 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替サービスを提供する場合に必要な経費（※ 代替サービス提供期間のみ対象） ・ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・ 代替場所の確保（使用料） ・ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝礼 ・ 代替場所や利用者宅への旅費 ・ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため、緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
B	第3条(1)ア ⑤に該当 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・ 代替場所の確保（使用料） ・ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝礼 ・ 代替場所や利用者宅への旅費 ・ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため、緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
C	第3条(2)ア ①、②に該当 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ⇒ 追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

※ 自費検査費用は、一定の要件の下、一人1回2万円が補助上限額となります。
 ※ 自費検査費用は、要件を満たしている場合でも、上記補助単価の範囲内を超えて補助することはできません。

本実施要綱第3条第1項(1)ア④に規定する「発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」の取扱いについて

※本実施要綱第3条第1項(1)ア①から③までに該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所が自費で検査を実施した場合の費用に対する助成についても、同様に取り扱う

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の補助の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、特に障害者支援施設等においては、クラスター発生の未然防止に取り組む必要があるため、障害者支援施設等において、保健所による行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、クラスター発生の防止のために障害者支援施設等の判断により自費で検査を実施することが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、補助の対象とする。

2 補助要件

(1) 対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

(2) 対象者及び要件

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
 - ・ 発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。
- ・ 面会后、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①と②の要件に該当する場合。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

※ 感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

(3) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円とする。(ただし、別表の補助単価の範囲内)

(4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、神奈川県知事に提出すること。